

「実践！とくしま「農」キャリアチェンジ事業
（「農の企業参入」促進事業）」
受入経営体募集要項

（一社）徳島県農業会議では、徳島県からの委託を受け、徳島県外から移住し、又は県内で在住し新規就農を志す「IoT技術や営業力」等のスキルを持つ「キャリア人材」等を研修生として受け入れ、実践指導いただく農業法人又は指導農業士をはじめとする研修受入経営体（以下「受入経営体」という。）を次のとおり募集します。

本事業は、受入経営体が新規就農希望者に対して行う実践研修を支援するものです。経営資金や従業員に対する賃金の補助を目的とした事業ではありませんので、実施について御留意ください。

1 農業キャリア体験（短期研修）

1 研修の概要

（1）研修の形式

受入経営体が新規就農希望者を研修生として受け入れ、就農意欲の向上や適正判断の機会を提供するための農業体験研修を行う。

（2）研修期間

2026年7月1日から2027年2月28日までのうち最長3週間（最低2日以上）

2 研修内容

研修終了後の円滑な就農を図るため、農業体験による実践研修を通じ、次の指導を行う。

- （1）栽培から販売・流通までの実践指導
- （2）経営についての実践指導
- （3）就農に関する支援、アドバイス

3 研修に対する支援

（1）（一社）徳島県農業会議は受入経営体に対し、研修経費を助成

①研修生に対する研修費 定額週20,000円/人

*研修時間が週間3時間未満の場合には、助成金は交付されません。

*研修の期間、時期及び内容については、受入経営体と研修生等との協議により決定する。

*受入経営体が研修生に対して行う研修に係る費用の一部を助成することにより、新規就農を促進します。

（2）研修生に対する支援（申請・請求の手続きは、受入経営体を通じて行う）

①農業デジタル技術の習得等に係る資格取得助成費 最大10,000円/人

（研修生が資格取得対策を行うために必要な外部研修費や書籍代、資格試験費、傷害保険料）

②県外在住者への徳島県内へ移動の際の片道旅費助成費 最大15,000円/人

（県外在住者が研修生として徳島県内へ移動するために必要な旅費（往路のみ））

4 募集要件

県内の農業法人、指導農業士をはじめとする農業者で、次の全ての要件を満たす方

- ・新規就農者を育成する意思と能力を備えていること。
- ・指導責任者（経営者本人も含む）を配置すること。
- ・最低2日以上研修期間を設けること。
- ・研修時間は原則1日3時間以上7時間以内とすること。
- *具体的な研修の期間、時期及び内容については、研修生等との協議により決定すること。
- ・実践研修の一環として、他の農家等での研修を組み入れる場合は、研修生が加入する傷害保険料を負担すること。
- ・研修期間中に徳島県農業会議が本事業により実施する先進経営体視察に、研修生を可能な限り参加させること。
- ・研修生は、親族（3親等以内）でないこと。
- ・研修生に対する資格取得助成費の申請・請求の手続きは、受入経営体を通じて行うこと。
- ・実践研修中の安全対策・事故防止に配慮すること。
- ・本事業と重複する国又は地方公共団体による他の助成を受けていないこと。
- ・雇用及び研修に関して、法令に違反するトラブルを受けていないこと（雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等）。ただし、当該トラブルが既に是正されている場合を除く。
- ・過去5年間に於いて、国又は地方公共団体が実施した事業で不正等による事業の取消や補助金の返還を受けていないこと。

2 実践！農業訓練（長期研修）

1 研修の概要

(1) 研修の形式

受入経営体が新規就農希望者を研修生として雇用し、農業生産技術や経営ノウハウなど就農に必要な技術を習得させるための研修を行う。

(2) 研修期間

2026年7月1日から2027年2月28日までのうち最長3か月（最低1か月以上）

2 研修内容

研修終了後の円滑な就農を図るため、雇用による実践研修を通じ、次の指導を行う。

(1) 栽培から販売・流通までの実践指導

(2) 経営についての実践指導

(3) 就農に関する支援、アドバイス

3 研修に対する支援

(1) (一社)徳島県農業会議は受入経営体に対し、研修経費を助成

①研修生に対する研修費 賃金又は月額90,000円のいずれか低い額

*謝金単価4,500円/日

*研修時間が月間140時間未満の場合には、助成金は交付されません。

*受入経営体が研修生に対して行う研修に係る費用の一部を助成することにより、新規就農を促進します。

(2) 研修生に対する支援（申請・請求の手続きは、受入経営体を通じて行う）

①農業デジタル技術の習得等に係る資格取得助成費 最大20,000円/人

（研修生が資格取得対策を行うために必要な外部研修費や書籍代、資格試験費）

②県外在住者への徳島県内へ移動の際の片道旅費助成費 最大15,000円/人

（県外在住者が研修生として徳島県内へ移動するために必要な旅費（往路のみ））

4 募集要件

県内の農業法人、指導農業士をはじめとする農業者で、次の全ての要件を満たす方

- ・新規就農者を育成する意思と能力を備えていること。
- ・指導責任者（経営者本人も含む）を配置すること。
- ・研修期間中において、研修生を雇用し、賃金を支払うこと。（*最低賃金以上）
- ・研修生の雇用に当たっては、期間の定めのある雇用契約を締結すること。
- ・月間140時間以上の労働時間を確保すること。
*研修生が資格取得のための研修を受講する等の場合はこの限りでない。
- ・労働保険（労災保険、雇用保険）に加入させること。
- ・実践研修の一環として、他の農家等での研修を組み入れる場合は、研修生が加入する傷害保険料を負担すること。
- ・研修期間中に徳島県農業会議が本事業により実施する先進経営体視察に、研修生を参加させること。
- ・研修生は、親族（3親等以内）でないこと。
- ・研修生に対する資格取得助成費の申請・請求の手続きは、受入経営体を通じて行うこと。
- ・実践研修中の安全対策・事故防止に配慮すること。
- ・本事業と重複する国又は地方公共団体による他の助成を受けていないこと。
- ・雇用及び研修に関して、法令に違反するトラブルを受けていないこと（雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等）。
ただし、当該トラブルが既に是正されている場合を除く。
- ・過去5年間に於いて、国又は地方公共団体が実施した事業で不正等による事業の取消や補助金の返還を受けていないこと。

応募方法

次の申込書類に必要な事項を記入の上、募集期間内に（一社）徳島県農業会議へ郵送又は持参でお申し込みください。

【募集期間】

2026年6月15日～2027年1月31日

※ただし、受入経営体（の採択）数には限りがあります。

【申込書類】

- ①受入経営体申込書
- ②受入経営体紹介シート
- ③求人情報申込書

【申込先】

〒770-0011 徳島市北佐古一番町5番12号
徳島県JA会館8階 （一社）徳島県農業会議
電話（088）678-5611 ファクシミリ（088）678-5664
インターネットアドレス <https://www.tokukaigi.or.jp>
メールアドレス home@tokukaigi.or.jp